

News Letter

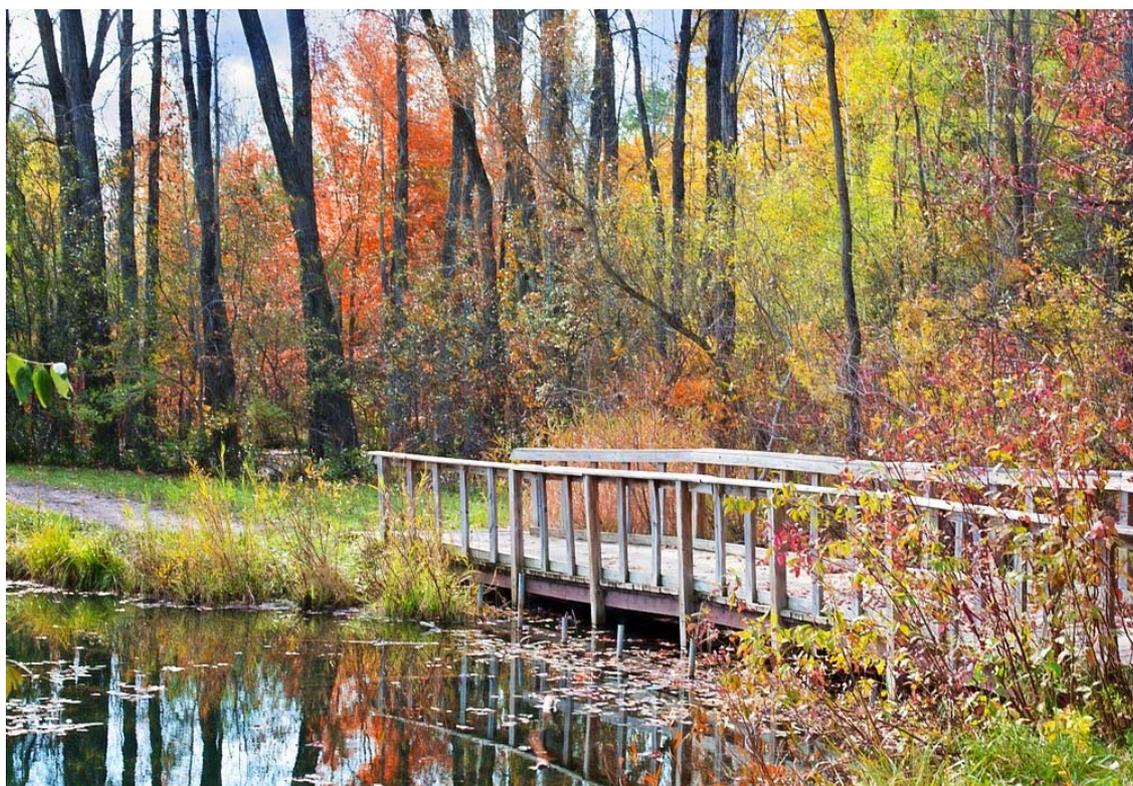
TOTAL MANAGEMENT SERVICE

日本では新政権発足、米国では大統領選挙討論会スタート・・・まさに国内外ともに大きな激動期を迎えているともいえます。経営者、ビジネスパーソンにとって、常に内外情勢に目を向けて、正確に情報を把握し続けることが、大きく求められる日々でもあると言えるでしょう。

そんな情報提供・情報発信にも、些かなりともお役に立つことができれば・・・
そんな思いで、10月もニュースレターを配信させていただきます。

掲載内容に関して、ご不明な点やご相談などがございましたら、どうぞお気軽に、TFSコンサルティンググループまでお問い合わせくださいませ。

10
2020



TFSグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

来年度の固定資産税の減免 要件となる売上は2月から10月まで

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が落ち込んだ事業者に対する救済措置として、様々な補助金や助成金の給付がありますが、税制面においても救済措置として、2021年度の固定資産税を減免する措置が設けられています。

固定資産税の減免

売上が減少した中小事業者等は、当該減少率に応じて、**2021年度**の固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）を申告により減免してもらえる制度が設けられました。

対象となる“中小事業者等”

対象となる中小事業者等とは、次の①又は②に該当し、かつ、性風俗関連特殊営業を行っていない事業者をいいます。

① 資本又は出資（以下、資本等）を有する法人

…当該資本金の額又は出資金の額（以下、資本金の額等）が**1億円以下**であること※

（※）次のいずれかに該当する法人は対象外

- 同一の大規模法人（資本金の額等が1億円超の法人、資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本等を有しない法人又は個人の場合

…**従業員が1,000人以下**であること

減免対象となる固定資産税

減免対象となる固定資産税は、次の資産に係る固定資産税です。

- 事業用家屋
- 設備等の償却資産

たとえ事業用であっても、**土地は減免対象外**です。

減少率に応じた減免

減免は、売上の減少率に応じて、次のように異なります。

売上減少率	減免
30%未満	—
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

この場合における『売上の減少』とは、2020年**2月から10月**までの間における**任意の連続3ヶ月間**の売上合計額が前年同期比でどれだけ減少したか、をいいます。

2020年											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
この間の連続3ヶ月間の合計額											

単月で比較をすると減少率が30%未満の月があっても、**合計額の比較で減少率が30%以上であれば減免**してもらえます。

また『売上』とは、事業収入となる売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指します。給付金や補助金収入、事業外収益は、『売上』に含めません。

なお、事業や店舗・事業所単位で『売上』の比較はしません。事業者単位となるため、全ての『売上』を合算した上での比較となる点に注意しましょう。

□ 手続き

減免の手続きの流れは、次のとおりです。

申告書の発行依頼	<p>認定経営革新等支援機関等※から申告書を発行してもらう</p> <p>(※) 認定経営革新等支援機関だけでなく、認定経営革新等支援機関として認定されていない税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士等も含まれます。</p>
↓	
軽減申告	<p>2021年1月中に固定資産税を納付する市町村に対して軽減申告を行う</p>

(1) 申告書の発行依頼

認定経営革新等支援機関等へ次の確認を依頼して、申告書の発行を受けます。

確認事項	必要書類
①対象事業者であることの確認	申告書（誓約事項）
②売上減少の確認	会計帳簿等
③減免対象となる資産の事業用割合の確認	事業用割合が分かる、所得税青色申告決算書、収支内訳書等

①の申告書は、後に軽減申告を行う市町村が定める申告書様式を用います。様式は全国一律ではない点に注意しましょう。

②について、テナント等の賃料の支払いを猶予したこと等による収入減少の場合には、会計帳簿以外に別途書類が必要です。

③は、個人が該当します。

(2) 軽減申告

発行を受けた申告書及び当該発行を受けるために認定経営革新等支援機関等に提出した必要書類一式を、2021年1月から同年1月末日までに、固定資産税を納付することとなる市町村へ提出（軽減申告）します。

この場合、納付する市町村が複数あるときは、当該納付する各市町村へ軽減申告をします。ただし償却資産で一定の場合は、総務大臣又は都道府県知事に軽減申告をします。

軽減申告の期間は正味1ヶ月間足らずと、期間が短いことが非常に厄介です。売上の確定と前年同期との比較は早めに行い、年内に申告書の発行を済ませておくといでしょう。

売上の減少といえ、持続化給付金や家賃支援給付金などがありますが、対象となる事業者や売上の期間、減少率などは異なります。それぞれの要件は必ず確認し、取りこぼしのないようにしましょう。

なお、2020年度の固定資産税について減免はありませんが、一定の要件に該当すれば納税猶予制度の利用が可能です。

参考：中小企業庁

「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」<https://www.chusho.met.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>



改めて確認したい 休憩時間の基礎知識

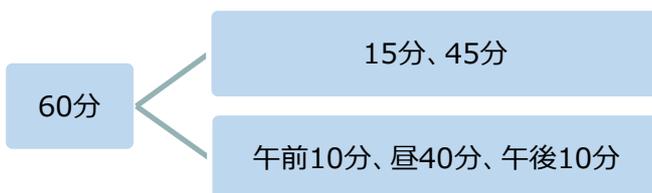
労働時間を管理する上で、意外な落とし穴が“休憩時間”です。休憩時間に業務をしていれば労働時間として扱う必要があり、賃金の不払いの問題につながります。そこで今回は、休憩時間に関する法律上の定めを確認し、従業員への休憩時間の与え方と生産性向上のための活用法についてとり上げます。

■ 休憩時間の与え方

休憩は、次のように労働基準法で規定されています。

労働時間	休憩時間
6時間超 8時間以下	少なくとも45分
8時間超	少なくとも60分

この休憩時間は労働時間の途中に与えますが、一括して与えなければならないという定めはありません。そのため、次のように複数回にわけて与えることも可能です。



ただし、休憩時間は食事の時間や疲労の回復を目的としているため、過度に細かく分断すると目的の達成が難しくなります。与えるタイミングや時間数の設定に注意しましょう。

■ 生産性向上のための活用法

労働時間が6時間を超えなければ、法律上、休憩時間を与える必要はありませんが、たとえば6時間連続して勤務すると、休憩がな

いことで疲労の蓄積や、空腹による生産性の低下が想像されます。

また、法律上は問題のない、次のような休憩の与え方にも留意する必要があります。

【労働時間】

9時～12時	休憩 60分	13時～18時
--------	-----------	---------

この場合、午後の労働時間中に休憩はなく、5時間連続の勤務となります。一般的に、人の集中力が持続する時間は長くても2時間といわれていますので、集中力がとぎれた状態で仕事を続けることにもなりかねません。

こうした場合、たとえば次のように休憩を設けることで、集中力の低下を防止し、午後の勤務の生産性を向上させることもできます。

【労働時間】

9時～12時	休憩 45分	12時45分 ～15時	休憩 15分	15時15分 ～18時
--------	-----------	----------------	-----------	----------------

事故防止等のために、午前と午後に各10分の休憩を設けている製造現場や建設業がよくあります。ホワイトカラーも同様の休憩の設定を検討し、生産性向上を目指してはいかがでしょうか。

労働基準監督署が事業所の調査を行うときには、労働基準法で定める休憩時間を与えているかどうかの確認が行われ、与えていないときは是正勧告が行われることがあります。この機会に休憩時間を確認し、問題があればその改善に向けて取り組んでいきましょう。



産業・規模別の労働生産性比較

企業の成長には労働生産性を高めることが重要です。ここでは、現状を確認するために、中小企業庁の2020年版中小企業白書から、産業・規模別の労働生産性※をみていきます。

■小規模企業の平均は223万円

上記白書から、産業・規模別の労働生産性をまとめると、下グラフのとおりです。

小規模企業は平均で223万円となりました。建設業が300万円を超えましたが、宿泊業、飲食サービス業と生活関連サービス業、娯楽業、小売業は100万円台と低い状況です。全体では200万円台の産業が多くなっています。

■中規模企業の平均は386万円

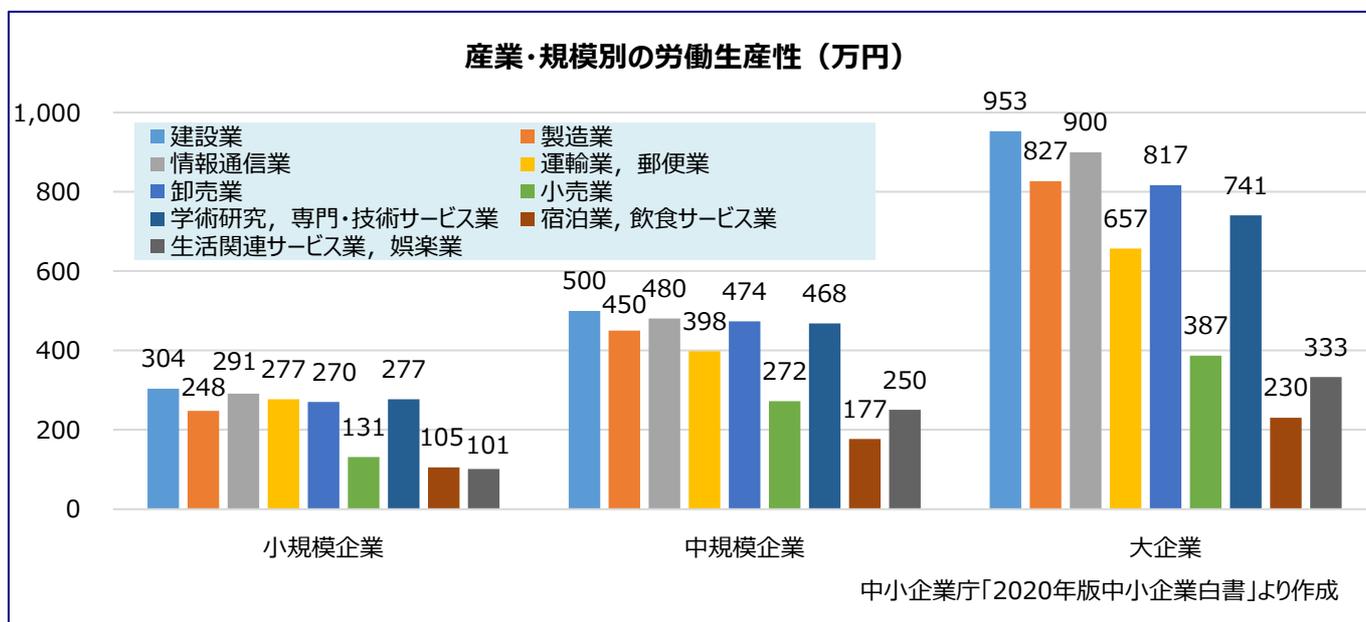
中規模企業の平均は386万円で、400万円台の産業が多くなりました。小規模企業と同様に、建設業が最も高く500万円となっていま

す。一方で宿泊業、飲食サービス業は200万円を下回りました。

■大企業の平均は649万円

大企業の平均は649万円で、小規模企業の3倍弱です。産業別では建設業が953万円で最も高く、情報通信業も900万円となりました。一方で中規模企業と同じく、宿泊業、飲食サービス業が230万円で最も低い状況です。

規模に関わらず建設業の労働生産性が最も高く、情報通信業が2番目に高いという結果が出ています。貴社の労働生産性と比べてみてはいかがでしょうか。



※中小企業庁「2020年版中小企業白書」掲載の平成28年経済センサス活動調査結果によるもので、値は中央値です。労働生産性（付加価値額）は次の値となります。付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課、費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/PDF/2020_pdf_mokujityuu.htm

ここでの中規模企業とは、中小企業基本法上の中小企業のうち、同法上の小規模企業に当てはまらない企業をいいます。大企業は小規模、中規模以外の企業となります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1

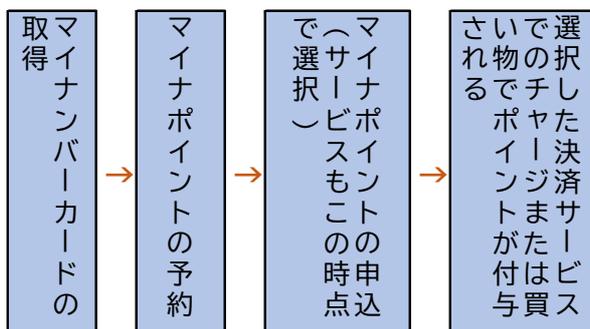


9月から来年3月まで実施 マイナポイント制度の概要

キャッシュレスポイント還元事業が今年6月で終了しました。9月から来年3月末までの期間は、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進などを目的とするマイナポイント制度が実施されます。ここではマイナポイント制度の概要をご紹介します。

■マイナポイント制度とは

マイナポイント制度は、マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービス（以下、サービス）※で2020年9月1日から2021年3月31日までの期間中にチャージや買い物をすると、そのサービスで利用金額の25%分のポイント（1人当たりの上限は5,000円分）がもらえるというものです。



■予約と申込

この制度はマイナンバーカードを持っていないと利用できませんが、マイナンバーカードの取得には2020年8月時点で、申請から1ヶ月以上かかるということです。

また、マイナポイント事務局によると、マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合には、マイナポイントの予約を締め切る可能性があるとのこと。興味のある方

は早めに予約・申込を行いましょう。

マイナポイントの予約・申込は、24時間対応のオンラインはもちろん、

郵便局、auショップ、ドコモショップ、ソフトバンクショップ

をはじめとしたマイナポイント手続スポットでも可能です。また、マイナポイントのサービスには、QRコード決済では、

PayPayやLINE Pay、d払いなど

が、電子マネーでは、

nanacoやPASMO、ICOCAなど

があります。サービスによっては独自のポイントを付与するケースもあることから、比較検討されるとよいでしょう。

■マイナンバーカード普及の一助に

総務省によると、2020年8月1日現在の全国の人口に対するマイナンバーカードの交付率は18.2%です。来年3月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用できるサービスが始まります。このサービスも申込が必要ですが、マイナンバーカードの用途も徐々に広がってきましたので、まだ取得していない方は、マイナポイント制度が始まったこの機会に、マイナンバーカードを取得してはいかがでしょうか。

※マイナポイント事業に登録したキャッシュレス決済事業者が提供する電子マネー、プリペイドカード、QRコード決済、クレジットカード、デビットカードの中から、サービスを選ぶことになります。2020年8月17日時点で100を超えるサービスが対象となっています。なお、申込み後に別のサービスに変更することはできません。マイナポイントの詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2020年10月
お仕事備忘録

1. 年末にかけての資金繰り計画
2. 年末調整の電子化
3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
4. 労働者死傷病（軽度）報告提出
5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
6. 地域別最低賃金額の確認
7. 年次有給休暇の付与

1. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけて、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りに窮しないよう、計画をたてましょう。資金繰りでは売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。未収債権を把握し、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促しましょう。

2. 年末調整の電子化

今年から年末調整の電子化が一步前進し、従業員が生命保険料等の控除証明書を電子データで勤務先に提出できるようになりました。これを行うためには、国が提供する専用システム（年調ソフト）の利用が必要なため、10月以降に予定されているシステムの公開後、早めに従業員への説明を行うようにしましょう。

3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

4. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。今月は7月から9月分の報告となります。なお、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

6. 地域別最低賃金額の確認

今月より多くの地域で地域別最低賃金額が変わります。都道府県によって適用となる月日が異なりますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

7. 年次有給休暇の付与

4月入社の新入社員の年次有給休暇は通常10月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。



お仕事 カレンダー

2020.10

10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> ●全国労働衛生週間（～7日（水）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者雇用支援月間（～31日（土）まで） ●年次有給休暇取得促進期間（～31日（土）まで）
2	金	大安	
3	土	赤口	
4	日	先勝	
5	月	友引	
6	火	先負	
7	水	仏滅	
8	木	大安	寒露
9	金	赤口	
10	土	先勝	
11	日	友引	
12	月	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分）
13	火	仏滅	
14	水	大安	
15	木	赤口	
16	金	先勝	
17	土	先負	
18	日	仏滅	
19	月	大安	
20	火	赤口	
21	水	先勝	
22	木	友引	
23	金	先負	霜降
24	土	仏滅	
25	日	大安	
26	月	赤口	
27	火	先勝	
28	水	友引	
29	木	先負	
30	金	仏滅	
31	土	大安	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分）（11月2日期限） ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合（11月2日期限） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分）※口座振替を利用しない場合（11月2日期限） ●労働者死傷病報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告）（11月2日期限） ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで